平成２３年（フ）第６５９号
愛知県岡崎市中島町字上町110番地　フラッツ杉浦102、旧住所愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１　ネオシティ岡崎南910
債務者　白井　政俊
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
愛知県西尾市新渡場２丁目３番地22、前住所愛知県西尾市桜町奥新田16番地１　グローリアス西尾桜町1401号室
債務者　鮮魚エイジこと　山本　榮二
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
三重県度会郡南伊勢町礫浦293番地
債務者　尾前　祥子
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
三重県伊勢市神田久志本町1467番地４
債務者　加藤　定一
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
岡山県倉敷市中畝１丁目４―36、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島柏島3862番地３
債務者　守下なぎさ
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
岡山県総社市門田892番地　浅尾団地２―５―６号
債務者　有馬ひとみ（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２０５０号
埼玉県上尾市井戸木１丁目６番地17　サンクレスト上尾103
債務者　中野　真樹
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７０号
さいたま市見沼区東大宮４丁目23番地１　エクセル東大宮408、破産申立時の住所さいたま市見沼区東大宮４丁目24番地12　サクシードベル来夢館301
債務者　橋本奈緒美（旧姓岩瀬）
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８５号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷８丁目９番16号　Ｃ棟103号
債務者　井上　明子
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０５号
埼玉県川口市並木１丁目９番６号　第２サトウハイツ303号
債務者　藤原　匡弘
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１６号
埼玉県上尾市愛宕３丁目７番18号　パークアヴェニュー203
債務者　河合　博文
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
さいたま市北区東大成町２丁目364番地１　北村荘１―西号室
債務者　小池　　明
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６９号
さいたま市見沼区大字大谷1368番地２　レオネクストメゾンひだまり101
債務者　小山　順子
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８９号
埼玉県川口市戸塚東４丁目２番10号　サンシティ東川口202号
債務者　鈴木　邦臣
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９０号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目２番19号　かすみ台コーポ203号
債務者　大場　　悉
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
埼玉県川口市大字安行領根岸65番地
債務者　矢野　嬌子
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係